

11. 特定農薬（特定防除資材）として指定された資材に関する情報

特定防除資材（特定農薬）とは、農薬取締法第2条第1項において「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬」と定義付けられている。令和4年11月末現在においては、下記の表に示す品目が該当する。

品目	種類	範囲	薬効が認められる対象病害虫等	使用の際の注意点等
重曹	殺菌剤 (散布用)	<p>一 食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）に適合する炭酸水素ナトリウム、重炭酸ナトリウム又は重炭酸ソーダであって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号）にのっとり表示がされたもの</p> <p>二 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）に適合する炭酸水素ナトリウムであって、同令にのっとり表示がされたもの</p> <p>三 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく日本薬局方（平成23年3月24日厚生労働省告示第65号）医薬品各条に規定する炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであり、同法及び同告示にのっとり表示がされたもの</p> <p>四 雑貨工業品品質表示規定（平成9年12月1日通商産業省告示第672号）にのっとり表示がされた住宅又は家具用の洗剤であって主要な成分が炭酸水素ナトリウム、重曹又は重炭酸ナトリウムであることが確認できるもの</p> <p>五 工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条に基づく日本工業規格（以下「JIS」という）K8622に規定する「炭酸水素ナトリウム（試薬）」であって、JISにのっとり表示がされたもの</p> <p>六 JIS Z7253に規定する安全データシート（SDS）その他の表示により製品規格が確認できるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜類、ばら、ホップの灰色かび病 ・野菜類、ばら、ホップのうどんこ病 ・野菜類のさび病 	<ul style="list-style-type: none"> ・にがうりに使用する場合、えらぶ、か交5号、チャンピオン、久留米百成2号又は吉田系の品種では、薬害が生じた事例がある。

品目	種類	範囲	薬効が認められる対象病害虫等	使用の際の注意点等
エチレン	発芽抑制剤及び成長促進剤	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の14にのっとり表示又は工業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条に基づく日本工業規格Z7253に規定する安全データシート（SDS）等により製品規格が確認できるもの（エチレンとその他の化学物質との混合物を除く）。	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれいしょの萌芽抑制 ・バナナ、キウイフルーツ等の果実の追熟促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・エチレンやエチレンの入ったボンベを取り扱う際には、他法令（高圧ガス保安関係法令、労働安全衛生関係法令等）による規制を遵守すること。
電解次亜塩素酸水	殺菌剤（散布用）	次に掲げる水溶液であって、pH6.5以下、有効塩素10～60mg/kgのものとする。 一 0.2%以下の塩化カリウム水溶液（99%以上の塩化カリウムを飲用適の水に溶解したもの）を有隔膜電解槽（隔膜で隔てられた陽極及び陰極により構成されたものをいう）内で電気分解して、陽極側から得られる水溶液 二 2～6%の塩酸を無隔膜電解槽（隔膜で隔てられていない陽極及び陰極により構成されたものをいう）内で電気分解し、飲用適の水で希釈して得られる水溶液	<ul style="list-style-type: none"> ・きゅうりのうどんこ病 ・いちごの灰色かび病 	<ul style="list-style-type: none"> ・電解次亜塩素酸水中の有効塩素は、時間の経過とともに減少し、有害物質である亜塩素酸や塩素酸が生成されるので、使用の度に製造し、製造後は速やかに使用すること。 ・有隔膜電解槽を用いて電解次亜塩素酸水を生成する際に発生する陰極側の水溶液の排水処理は、日本電解水協会が作成した使用マニュアル等を参考に、他法令を踏まえ適切に実施すること。 ・酸性の強い電解次亜塩素酸水を使用すると農作物に酸焼けが生じたり、皮膚等に刺激が生じる事例が確認されているので、日本電解水協会が作成した電解次亜塩素酸水の使用マニュアルに従って使用すること。
食酢	殺菌剤（種子消毒用）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13に基づく加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）及び食酢品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1668号）にのっとり表示がされたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・稲のもみ枯細菌病、ばか苗病、ごま葉枯病 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害な成分が抽出されるおそれがあるので、食用に供しない物を漬け込んだ食酢の使用は避けること。

「特定農薬（特定防除資材）として指定された資材（天敵を除く。）の留意事項について」（平成26年3月28日付け農林水産省消費・安全局長通知）から引用

品目	対象の範囲	使用の際の注意点等
天敵	特定農薬として指定する天敵は、昆虫綱及びクモ綱に属する動物（人畜に有害な毒素を産生するものを除く）であって、使用場所と同一の都道府県内（離島にあっては、当該離島内。以下同じ）で採取されたもの（以下「土着天敵」という）に限る。土着天敵には、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内で当該土着天敵を増殖することにより生産された次世代以降の天敵が含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・土着天敵は、告示に基づき、当該土着天敵を採取した場所と同一の都道府県内において使用すること。 ・土着天敵の使用に当たっては、使用場所、使用年月日及び使用数量等を記録すること。

「特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項について」（平成26年3月28日付け農林水産省消費・安全局長通知）から引用